

高松市奥の湯温泉の指定管理者制度導入について

●基本的な考え方

- (1) 公募により指定管理者を募集する。
- (2) 奥の湯公園と一体的な管理を行う。
- (3) 指定管理委託料の精算は行わない。(利益が生じた場合は指定管理者の利益に、不足額が生じた場合は指定管理者が負担する。追加の支出は行わない。)
- (4) 温泉水1号井については、指定管理の業務に含めず、管理は観光振興課塩江分室にて行う。(奥の湯公園内の温泉水2号井についても同様の取扱いとする。)
- (5) 地産地消のコンセプトに沿って、地元で取れる食材を使った料理の提供などのサービスを行う。

●スケジュール (案)

8月	上旬	指定管理者募集要項配布開始	
8月	中旬	指定管理者選定委員会 (外部委員)	施設見学
8月	中旬	公募施設	説明会
9月	上旬	公募施設	公募締切
		公募施設	プレゼンテーション
10月		指定管理者選定委員会 (外部委員)	評価 評価のまとめ
11月		指定管理者決定	
		仮協定書の締結	
12月		議会	指定管理者選定の議案提出
3月		議会	予算案提出
		年度協定書の締結	
4月1日		指定管理者による運営開始	